

花き消費回復対策事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

愛知県は1962年以降58年連続して日本一の花き産出額を誇り、多様で高品質な花きを生産する「花の王国」である。

新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント等の自粛の影響を受け、需要が落ち込んだ花きの消費を回復し花きの生産から販売の体制を維持するため、花き消費回復対策事業を実施する。

本業務では、本県産花きを使用した「公共施設等における花きの活用」及び「企業等における新たな花きの活用スタイルの創出」の企画、装飾展示と撤去、花きの活用方法の提案を委託し、花き生産者・卸売事業者・生花販売店等の事業者を支援するとともに、花きの需要を喚起し消費回復を図ることを目的とする。

2 委託する業務

(1) 公共施設等における花きの活用

ア 業務の概要

愛知県庁舎、地方機関及び愛知県内市町村の公共施設等に広く愛知県産の切花又は鉢物を使用した花きディスプレイを設置し、「花の王国あいち」の切花や鉢物をPRする。

(7) 期間

契約締結日（2021年8月上旬予定）から2022年2月28日（月）までとする。

(4) 場所

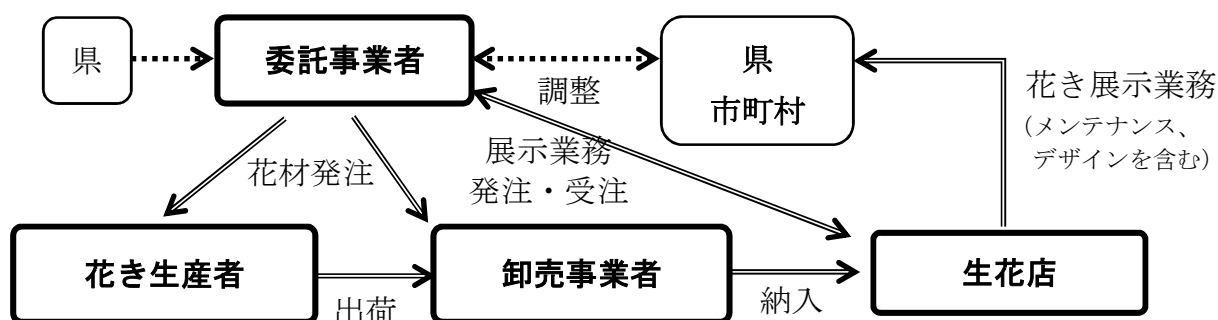
- a 愛知県庁舎及び地方機関 9箇所
県庁本庁舎、西庁舎、三の丸庁舎、海部総合庁舎、知多総合庁舎、西三河総合庁舎、豊田加茂総合庁舎、新城設楽総合庁舎、東三河総局
- b 愛知県内できるだけ多くの市町村の公共施設等
54カ所程度を想定。

(ウ) 展示回数・期間

各展示場所で期間中に複数回展示し、1回の展示期間は概ね1週間とする。

(I) イメージ

受託者は幅広く生花店と連携し、本県産花きの調達を調整することで、本県産の切花又は鉢物を使用した花きディスプレイを庁舎や公共施設等に設置する。



イ 業務の内容

自治体における花きの活用拡大を通じた日常生活での需要喚起を図るため、愛知県庁舎、地方機関及び県内市町村の公共施設等に県内産の切花または鉢物を用いたディスプレイを設置し、「花の王国あいち」の切花や鉢物をPRする。

(7) 企画

- a 「花の王国あいち」県産花きのこれまでにない新たな魅力を引き出す装飾展示とすること。
- b 本県産花きの需要拡大につながる内容とし、日常生活での花きの需要を喚起する展示とすること。
- c 展示場所は日常的に花が設置されていなかった場所とし、広く多くの人の目に触れる場所とすること。
- d 本業務の実施月における月別の展示テーマ、主な使用花材、花材調達方法を記載すること。

(イ) 調整

- a 庁舎、地方機関及び市町村の公共施設等への設置を調整する担当課と展示場所や日程等、展示業務に関する調整を実施すること。
- b 装飾展示は複数の生花店で行うこととし、想定する生花店を記載すること。
- c 生花店と展示業務に関する調整を行うこと。

(ウ) 設営

- a 花材には原則として、愛知県産花きを用いること。
- b 「花の王国あいち」シンボルマークを活用し、展示資材やグッズを作成、利用するなど「花の王国あいち」を積極的にPRすること。
- c 日本一の花き産地に相応しい高いデザイン性を有するとともに、日常生活での花きの需要を喚起する展示とすること。

(エ) 維持管理

- a 生花店と連携して展示物等の品質を維持（灌水や葉水、花材の入れ替え等）すること。
- b 展示期間中の会場内は常に清潔な状態を保つこと。

(オ) 撤去

生花店と連携して、撤去（廃棄物の処理を含む）を適切に行うこと。

(カ) その他

- a 実施にあたっては、各展示施設の職員や来庁者等の移動に不都合がなく、災害時の避難経路に配慮することとし、安全柵の設置等の工夫をすること。
- b 実施にあたっては、県や市町村等の所有物品に損傷を及ぼさないようにすること。

ウ 経費総額の目安

98,595,000円（消費税及び地方消費税込み）

エ 業務委託の対象経費等

業務の対象経費は、下表を参考とすること。なお、必要に応じて項目の追加や変更をして構わない。

経費項目		内 容
企画費	企画費	装飾・展示方法の企画・デザイン費
調整費	調整費	県、市町村、生花店等との連絡調整費（旅費等）
設営費	花材費（県内）	使用する本県産花きの花材費 （本県の花き生産者に支払う費用）
	花材費（その他）	その他の花材費
	資材費	設営に必要な資材費
	技術費	設営に係る技術料
	運搬費	設営に係る運搬費
	人件費	設営に係る人件費
	その他費	設営に係るその他の経費
維持管理費	維持管理費	維持管理（灌水や葉水、花材の入れ替え等）に係る資材や人件費等
撤去費	撤去費	撤去に係わる廃棄物処理や運搬、人件費等
事務費	事務費	業務に必要な一連の事務費、その他経費等

※注 各経費項目における生花店分が分かるように内訳を記載すること。

(2) 企業等における新たな花きの活用スタイルの創出

ア 業務の概要

企業等における新たな花きの活用スタイルの創出を提案するための展示や利用の実証業務等を行い、企画から調整、設営、運営、維持管理、撤去、効果検証までを一体的に実施する。

(ア) 期 間

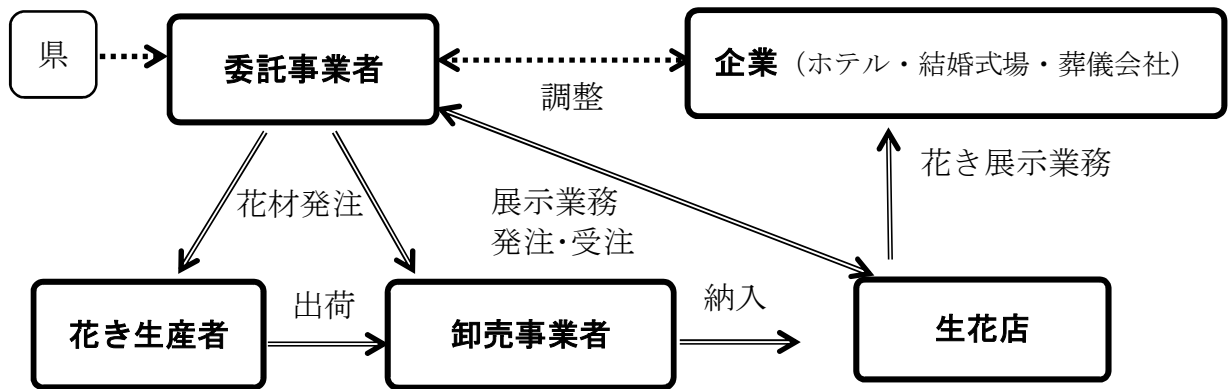
契約締結日（2021年8月上旬予定）から2022年2月28日（月）まで

(イ) 場所及び回数

できるだけ多くの結婚式場や葬儀会館、ホテル等の企業で展示や利用等の業務を実施する。45回程度を想定。

(ウ) イメージ

受託者は幅広く生花店と連携し、本県産花きの調達を調整することで、企業等へ新たな花きの活用スタイルを提案する展示業務等を実施する。



イ 業務の内容

企業等を会場として、新たな生活様式に対応した冠婚葬祭シーンでの装飾や贈答等、花きの活用方法を提案し、愛知県産の業務用花きの需要を喚起するための展示実証業務等を実施する。本業務では、その企画から調整、設営、運営、維持管理、撤去、効果検証までを一体的に実施する。

なお、業務は幅広く生花店と連携し、本県産花きの調達を調整することにより、効率的かつ効果的に実施することとする。

(7) 企画

- a 本業務の目的や趣旨に沿った展示業務等の内容を具体的に提案すること。
 - ※1 提案にあたっては、本事業の効果を一層発揮できる企業等を幅広く想定し、事業者の独自提案に加えて、企業等の提案も募ることができるものとする。
 - ※2 企業等1社につき、1提案以上の展示方法等を提案すること。
- b 本県産花きの需要喚起につながる提案をすること。特に、業務用花きの需要を喚起する手法を具体的に提案すること。
- c 本業務の使用花材と調達方法を具体的に提案すること。
- d 企画にあたり、生花店等と連携すること。
- e 本業務が多くの消費者の目に留まるよう、PR方法等を提案すること。
- f 「花の王国あいち」シンボルマーク入りのグッズ等を各シーンに合わせて製作・活用し、「花の王国あいち」をPRすること。
- g 本業務の効果を検証する効果測定方法等を提案すること。

(4) 調整

- a 本事業の効果を一層発揮できる企業等を幅広く選定すること。
- b 企業等と設営やスケジュール、告知、PR方法等について調整を行うこと。
- c 生花店と展示業務に関する調整を行うこと。
- d 本県産の多様で高品質な花き使用するため、調達に関する調整を行うこと。

(5) 設営

- a 生花店と連携して展示設営等を行うこと。
- b 多くの消費者の来場を促進するため、誘導方法等を工夫すること。

c 企業等の会場の物品等に損傷を及ぼさないこと。

(I) 維持管理

a 生花店と連携して展示物等の品質を維持（灌水や葉水、花材の入れ替え等）すること。

b 展示期間中の会場内は常に清潔な状態を保つこと。

(II) 撤去

会場の物品等に損傷を及ぼさないよう、撤去（廃棄物の処理を含む）を適切に行うこと。

(III) 効果検証

本事業の効果を検証するため、実施した展示業務等に対する効果測定結果や今後の戦略等について完了報告書に反映させること。

ウ 特記事項

(ア) 本業務の使用花材は原則として本県産を使用すること。なお、メイン花材として、本県産の輪ギク、スプレーギク、バラ、カーネーションのいずれか1品目以上を使用すること。

(イ) 作成したパネルや案内サイン及び各種印刷物について、データを提供すること。

エ 経費総額の目安

29,250,000円（消費税及び地方消費税込み）

オ 業務委託の対象経費等

業務委託の対象経費は、下表を参考とすること。なお、必要に応じて項目の追加や変更をして構わない。

経費項目		内 容
企画費	企画費	装飾方法、展示方法等の企画・デザイン費
調整費	調整費	企業等、花き生産者、流通業者、生花店等との調整費（旅費等）
設営費	会場借用費	企業等の会場借用費
	花材費（県内）	使用する本県産花きの花材費 （本県の花き生産者に支払う費用）
	花材費（その他）	その他花材費
	資材費	設営に必要な資材費
	技術費	設営に係る技術料
	運搬費	設営に係る運搬費
	人件費	設営に係る人件費

	その他費	設営に係るその他経費
維持管理費	維持管理費	維持管理（灌水や葉水、花材の入れ替え等）に係る資材や人件費等
撤去費	撤去費	撤去に係わる廃棄物処理や運搬、人件費等
効果検証費	印刷費	調査用紙（アンケート等）の印刷費
	人件費	効果検証に必要な人件費
	その他費	効果検証に必要なその他経費
事務費	事務費	業務に必要な一連の事務費、その他経費等

※注 各経費項目における生花店分が分かるように内訳を記載すること。

3 条件

(1) 委託限度額

127,845,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

(2) 期間

2021 年 8 月上旬（予定）から 2022 年 2 月 28 日（月）までとする。

(3) 支払条件

精算払いとする。

(4) その他

内容等を勘案して費用を決定するため、事業総額が見積額と同じになるとは限らない。

4 完了報告書の提出

業務を完了したときは以下の内容に沿って、遅滞なく、完了報告書等を提出すること。

(1) 提出書類等

ア 業務委託完了報告書（A4 判）

イ 成果物等

※資料の場合は A4 判とし、写真はカラーとする

(2) 提出時期

2022 年 2 月 28 日（月）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

印刷物及び電子データ

(4) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県農業水産局農政部園芸農産課花きグループ

担 当 吉川、紀岡、早川、玉越

電 話 052-954-6419（ダイヤルン）

F A X 052-954-6932

メール engei@pref.aichi.lg.jp

(5) その他

- ア 完了報告書は、委託者と内容を検討の上、作成すること。
- イ 詳細が分かるよう、記録写真を撮影しておくこと。なお、展示業務等の写真は「花の王国あいち」シンボルマークが活用されていることが分かる写真とすること。

5 注意事項

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本業務を円滑に実施するため、主たる担当者を配置すること。主たる担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は事前に委託者と相談のうえ、報告すること。
- (5) 受託者はデザインや企画、成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 受託者が本業務で制作した成果物の著作権等は委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は本業務に係る各種検査が行われる場合は協力すること。また、委託者は随時、業務の実施に立ち会うことができるものとする。
- (8) 作業者の事故（新型コロナウイルス感染を含む）防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、通行者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置をすること。
- (9) 業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに委託者へ報告するとともに、解決に向けて迅速かつ誠意ある対応をすること。また、その対応や経過についても速やかに委託者へ報告すること。
- (10) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症等により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、委託者は受託者と協議のうえ、契約の変更や解除を行うことができることとする